

投稿 ボタンを
押す前に

インターネット上の 人権侵害をなくしましょう!

～被害者にも加害者にもならないために～

インターネット上、特にSNSにおける個人に対する誹謗中傷は、近年、社会問題となっています。見知らぬ人から否定的な言葉を浴びせられ、深く傷ついたり、知らず知らずのうちに相手を傷つけたりしないように、SNSとの関わり方を今一度考えてみませんか。

一人でも悩まず、まずはご相談ください。

みんなの人権110番  0570-003-110

こどもの人権110番  0120-007-110



人権イメージキャラクター
人KEN あゆみちゃん



人権イメージ
キャラクター
人KEN まもる君



インターネット人権相談受付窓口

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 受付時間 平日8時30分から17時15分まで(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

京都地方法務局

性の多様性に関する
基礎知識



について知っていますか?

○LGBT(エルジービーティー)とは 以下の英単語の頭文字を取った言葉で、性的少数者を広く表現する言葉の一つです。

L レズビアン **lesbian** 自分を女性と自認し、女性を好きになる人
性自認：女性 性的指向：女性

B バイセクシャル **bisexual** 女性を好きになることもあれば、男性を好きになることもある人
性的指向：女性及び男性

G ゲイ **gay** 自分を男性と自認し、男性を好きになる人
性自認：男性 性的指向：男性

T トランスジェンダー **transgender** 出生届に記載された性別とは異なる性自認を持つ人
例えば、「出生届に記載された性別は男性(女性)で、性自認は女性(男性)」など

○どんなことに困っているの? ※ここで紹介しているのは、あくまで一例です。

- 書類上の性別と見た目の性別が違うので、役所の手続きや病院等の窓口でどう見られるか不安(トランスジェンダーの方)
- 同性の恋人がいることを隠して、親や祖父母から「結婚」の話をされる度につらくなる(レズビアンの方)
- 同性の恋人との入居先を探したが、不動産会社に断られた(ゲイの方)
- 噂を立てられることを恐れ、地域活動に参加できない

LGBT当事者は、LGBTであることなどを家族や友人等に話すことで、これまでの関係性が壊れるのではないかと不安で、誰にも言えず悩みを抱えている人が多いと言われています。また、LGBT当事者は、いじめを受けた経験のある人が多く、自殺を考える人も多いことが、これまでの研究で示されています。

その他、LGBTに関する京都市の情報は、「京都市LGBT応援サイト」をご覧ください。▶▶▶



○今日からできるとても大切なこと

- 言葉の意味を知り、肯定的な言葉を使いましょう。
○ レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー × レズ、ホモ、オカマ、オネエ、そっち系
- 家族や友人等からLGBTであることなどを打ち明けられたら、最後まで丁寧に話を聞き、自分の「普通」を押し付けないようにしましょう。また、聞いた話を勝手に他人へ伝えることは絶対にやめましょう。
- 異性愛を前提とした質問(彼女・彼氏いるの?など)や、性別を詮索したり、勝手に決めつけたりすることはないようにしましょう。

京都まあぶるスペース…京都市では、LGBT当事者や、その友人やご家族など周囲の人たちが、気軽に集まって交流できる場である「京都まあぶるスペース」を開催しています。また、同日に個別相談会も開催しています。



いじめ

差別

虐待

インターネット
でのひどい
書き込み

人権に関することで お困りのことはありませんか？

例えば…

- 性別、障害などを理由に差別を受けた
- いじめや体罰を受けた
- 暴力、虐待を受けた
- セクハラ、パワハラを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された など…



京都市から
人権に関する
情報のお知らせ
はこちら

人権擁護委員による人権相談

面談による
無料相談です

予約
不要

令和8年度 区役所・支所での相談日程

相談日	相談場所	相談日	相談場所
4月23日(木)	山科区役所	11月19日(木)	洛西支所
5月14日(木)	北区役所	11月26日(木)	下京区役所
7月16日(木)	右京区役所	12月3日(木)	西京区役所
7月23日(木)	中京区役所	12月17日(木)	南区役所
8月20日(木)	上京区役所	1月14日(木)	醍醐支所
9月10日(木)	東山区役所	1月21日(木)	左京区役所
10月22日(木)	深草支所	2月18日(木)	伏見区役所

全日程14時から16時まで

お住まいの区にかかわらず、いずれの相談場所でもご相談いただけます。

さらに

6月1日(月) 14時から16時まで

「人権擁護委員の日(6月1日)」に合わせ、
人権相談を全区役所・支所で一斉開催

要
予約

夜間相談も 次の日程で実施中



- 4月22日(水)18時から20時まで **相談場所**
- 6月24日(水)18時から20時まで **京都市役所
分庁舎地下1階**
- 8月26日(水)18時から20時まで
- 10月28日(水)18時から20時まで **予約方法**
- 12月 9日(水)18時から20時まで **相談日前日の正午
までに電話にて
ご予約ください。**
- 2月24日(水)18時から20時まで **※2月24日分は
2月22日正午まで**

ご予約・お問合せは

☎ 075-222-3096

FAX:075-366-0139 (京都市共生社会推進室)

人権
擁護委員
とは？

法務大臣から委嘱を受け活動している民間のボランティアで「あなたの街の相談パートナー」として、人権に関する相談、調査・救済活動を行っています。また、啓発活動として、学校・幼稚園等での人権教室や、街頭啓発などを行っています。

電話でのご相談も受け付けています

じんけん じんけん
人権についての相談はなんでも ▶▶▶ みんなの人権110番



ゼロ ゼロ みんなの ひやくとおぼん
0570-003-110

- この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。
- 受付時間 平日8時30分から17時15分まで(全国共通) ※年末年始を除く

京都地方法務局

このほか、法務省が実施する各種人権相談(こどもの人権110番、
インターネット人権相談、SNS(LINE)人権相談など)について、詳しくはこちら ▶▶▶



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市
CITY OF KYOTO

このチラシは法務省委託事業により作成しています。
令和8年3月発行 / 京都市文化市民局共生社会推進室
京都市印刷物第072123号